

2 / 29 (木) の発表

報道発表資料の配付日時 2月29日 (木) 14時00分

発表項目 (行事名)	留萌振興局管内における咽頭結膜熱「警報」の発令について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○感染症発生動向調査 (令和6年 (2024年) 第8週 (令和6年2月19日 (月) ~ 令和6年2月25日 (日))) において、留萌保健所管内の小児科定点医療機関から報告される咽頭結膜熱患者報告数が、国の定める警報基準である3人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。</p> <p>○咽頭結膜熱感染予防のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者との密接な接触を避けること。流行時にはうがいのほか、石けんで手洗いの上、消毒用エタノールや速乾手指消毒薬をすり込むようにして消毒します。</li> <li>・器具には、煮沸や次亜塩素酸ナトリウムでの消毒が有効です。</li> <li>・プールでは、水泳前後にシャワーでよく体を洗い流すことが大切です。</li> </ul> <p>○過去5ヶ年の発令状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年第51週に「警報」発令、令和6年第2週に「警報」解除</li> </ul>		
参考			

報道 (取材) に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付 (場所)	同時レク	

担当 (連絡先)	留萌振興局保健環境部保健行政室 (留萌保健所) (担当者: 健康推進課長 青野 美智代) TEL ダイヤルイン 0164-42-8321 内線 3660		
----------	---	--	--

# 咽頭結膜熱の流行について（警報）

令和6年（2024年）2月29日（木）14時00分

北海道留萌保健所  
（北海道留萌振興局保健環境部保健行政室）  
TEL：0164-42-8321

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年（2024年）第8週（令和6年2月19日（月）～令和6年2月25日（日））において、留萌保健所管内の小児科定点医療機関から報告される咽頭結膜熱患者報告数が、国の定める警報基準である3人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、留萌保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

## 記

### 1 咽頭結膜熱の感染予防

患者との密接な接触を避けること。流行時にはうがいのほか、石けんで手洗いの上、消毒用エタノールや速乾手指消毒薬をすり込むようにして消毒します。

器具には煮沸や次亜塩素酸ナトリウムでの消毒が有効です。

プールでは、水泳前後にシャワーでよく体を洗い流すことが大切です。

### 2 咽頭結膜熱とは

アデノウイルスによる感染症で、プールを介して感染する場合は、ウイルスが含ませた水が結膜に直接浸入して感染し、集団での発生が見られることからプール熱とも言われます。患者の使用したタオルの共有や手指を介した接触感染、飛沫感染でも発症します。

咽頭結膜熱は、発熱で発症し、頭痛、食欲不振、全身倦怠感とともに、咽頭痛、結膜の充血、目の痛みや涙が流れる、光がまぶしく感じる、目やに等の症状が3～5日間続きます。これらの目の症状は一般的には片目から始まり、その後、もう一方の目にも出現します。

年齢別では5歳以下に多く見られます。6月頃から徐々に増え始め、7～8月にピークになりますが、季節によらず年間を通じて発症します。学校保健安全法施行規則では、主要症状が消退した後2日を経過するまで出席停止と定められています。

### 3 その他

#### (1) 最近5週における定点医療機関からの咽頭結膜熱患者報告状況

（単位：人）

	第4週 (1/22～1/28)	第5週 (1/29～2/4)	第6週 (2/5～2/11)	第7週 (2/12～2/18)	第8週 (2/19～2/25)
留萌保健所	1	2	1	2	8 ※
定点当たり	(0.50)	(1.00)	(0.50)	(1.00)	(4.00) ※
全道	413	394	364	325	—
定点当たり	(2.97)	(2.83)	(2.62)	(2.34)	(—)
全国	3,881	3,602	3,345	2,851	—
定点当たり	(1.24)	(1.15)	(1.07)	(0.91)	(—)

※第8週の患者報告数は速報値。

全道の咽頭結膜熱流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>）

#### (2) 咽頭結膜熱警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した咽頭結膜熱患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

#### <咽頭結膜熱の警報レベル>

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	3	1